

薬師・金井地区統合新設中学校の教育目標について

本検討会で、薬師・金井地区の新たな中学校の教育目標案を検討するにあたって関連する学校教育の目的や、教育目標を定めた資料等について、下記のとおりとなります。

1 町田市教育プラン24-28

教育目標

「自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来」

全ての市民一人ひとりが、学びを通して自らの生きがいを見つけ、他者への理解を深め、学び合うことで、自らが望む未来を創造することができる地域社会の構築を目指します。

2 町田市立中学校の教育目標

中学校学習指導要領の総則では、各学校の教育目標について下記のとおり定めています。町田市立中学校においても学習指導要領に基づいて、別紙資料4-2のとおり教育目標を定めています。

中学校学習指導要領 総則編 第2 教育課程の編成（抜粋）

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域ともに共有されるよう努めるものとする。

3 薬師・金井地区中学校の教育目標

(1) 薬師中学校

学習指導要領に基づき、下記の学校教育目標について、これから時代に求められる知識や力を身に付けた生徒の育成を目指す。

- 1 自ら学び、考えて行動する生徒
- 2 礼儀正しく思いやりのある生徒
- 3 心身ともにたくましい生徒

(2) 金井中学校

人間尊重の精神を基調とし、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる市民の育成を目指し、次の目標を定める。

- 進んで学び、実践力のある生徒（自主）
- 互いに敬愛し思いやりのある生徒（敬愛）
- 心身ともに健康でたくましい生徒（健康）

4 意見募集における育てたい子ども像の回答結果（アンケート報告書 P173～P175参照）

「知」に関する回答数・・・23件（自ら考える・勉強・学び合う など）

「徳」に関する回答数・・・27件（優しい・ルールを守る・尊重 など）

「体」に関する回答数・・・13件（元気・のびのび・たくましく など）

5 今後の教育目標案検討の進め方

上記の内容を踏まえ、次回の第3回検討会（26年2月開催）では委員お一人おひとりから、「新たな中学校に通う生徒たちがどのような大人に育ってほしいか」を伺います。

なお、いただいたご意見を参考に、両校の校長先生に教育目標案をお考えいただき、2028年4月に新たな学校の教育目標を決定します。

【その他関係する法律】

1 教育基本法（抜粋）

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことの目的として行われるものとする。

2 学校教育法（抜粋）

（義務教育の目標）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 5 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 6 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 7 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 9 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

（児童の体験活動の充実）

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。